

砥部町観光協会会則

【第1章 総則】

(名称)

第1条 本会は、砥部町観光協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を砥部町商工観光課内に置く。

(組織)

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同する各種団体及び個人をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、砥部町の観光まちづくりに協調し、観光事業の振興を図り、産業・経済・文化を発展させ、あわせて、アートの里として個性と魅力ある町づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の保存及び整備・開発
- (2) 観光施設の整備・改善
- (3) 観光地及び広域観光ルートの開発
- (4) 観光客の誘致及びサービスの改善
- (5) 観光に関する調査研究及び情報の収集
- (6) 観光宣伝及び資料の刊行
- (7) 観光地の美化
- (8) 特産品及び土産品の推奨及び研究改善
- (9) 各種イベントの支援
- (10) 関係諸団体との連絡提携
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

【第2章 会員】

(会員)

第6条 本会の会員は、団体会員及び個人会員とする。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得

なければならない。

(会費の納入等)

第8条 本会の会費は次のとおりとし、1口以上納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に会費を納入するものとする。

団体会員 1口 年額 10,000円

個人会員 1口 年額 3,000円

2 既納の会費は、返還しないものとする。

(退会)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会する。

(1)届出したとき。

(2)本会が解散したとき。

(3)除名されたとき。

(4)死亡したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

(1)会則又は運営方針を無視する行為があったとき。

(2)本会の名誉を著しく傷つけたとき。

(3)会費の不払い、その他会員としての義務を怠ったとき。

(権利の喪失)

第11条 退会したもの又は除名されたものは、会員としての一切の権利を失う。

【第3章 役員等】

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 3名

(3)理事 若干名

(4)監事 2名

(役員を選任)

第13条 会長・副会長・理事・監事は、総会において会員のうちから選任する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者を選任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織し、本会事業の審議及び推進にあたる。
- 4 監事は、本会の会務を監査する。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項につき会長の諮問に答え、又は、会議に出席して意見を述べる
ことができる。

【第4章 会議】

(種別)

第17条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第18条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(理事会)

第19条 理事会は、必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し意見を述べる
ことができる。

(議決事項)

第20条 会議で、次の事項を議決する。

(1)総会

- ①事業報告及び収支決算の承認
- ②事業計画及び収支予算の決定
- ③会則の改廃
- ④本会の解散
- ⑤その他、会務の遂行上、理事会において必要と認めた事項

(2)理事会

- ①会務の執行に関する事項
- ②総会に提出すべき事項
- ③総会によって委任された事項
- ④その他、会長が必要と認めた事項

(会議の議長)

第21条 会議の議長は、会長がその任にあたる。

(表 決)

第22条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

【第5章 事務局】

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(職 員)

第24条 本会に事務局長及び職員を置く。

2 事務局長、職員は会長が任免する。

【第6章 会 計】

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、出納は、翌年3月31日をもって閉鎖する。

(経 費)

第26条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他収入をもってこれにあてる。

【第7章 雑 則】

(本会の運営に関し必要な事項)

第27条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、昭和56年2月26日から施行する。
- 2 この会則は、平成3年2月8日から施行する。
- 3 この会則は、平成12年7月7日から施行する。
- 4 この会則は、平成16年7月13日から施行する。
- 5 この会則は、平成17年4月28日から施行する。
- 6 この会則は、平成21年5月27日から施行する。
- 7 この会則は、平成23年5月23日から施行する。
- 8 この会則は、平成25年5月23日から施行する。
- 9 この会則は、平成29年5月24日から施行する。

10 この会則は、令和2年5月28日から施行する。

(経過措置)

- 1 第25条に定める事業年度は、平成2年度分に限り、平成2年4月1日から平成3年5月31日までとする。
- 2 第25条に定める事業年度は、平成16年度分に限り、平成16年6月1日から平成17年3月31日までとする。
- 3 第8条に定める個人会員の会費は、旧広田村観光協会会員が新規に加入する場合に限り平成17年度分は1口 1,000 円、平成18年度分は1口 2,000 円とする。